

名古屋都市計画地区計画の変更(北名古屋市決定)

都市計画鍛冶ヶ一色地区計画を次のように変更する。

名称	鍛冶ヶ一色地区計画	
位置	北名古屋市鍛冶ヶ一色の一部及び徳重の一部	
面積	約51.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、市の北部に位置し区域内で土地区画整理事業を施行している。この土地区画整理事業と併せて地区計画を策定することにより、良好な居住環境と生産環境の形成及び両者の協調を目指し、地区全体として調和のとれた都市環境の育成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	当地区は、今後、土地区画整理事業の進展に伴って急速な市街化が予想されるため、当地区を住宅地区、住工協調地区、工場地区に区分し、用途地域による規制に加え、よりきめ細かな土地利用規制を実施することにより、各地区の良好な市街地の形成を目指す。
	地区施設の整備方針	地区施設の道路、公園などの施設は、土地区画整理事業により計画的に整備する。
	建築物等の整備の方針	区域内の土地区画整理事業の施行と併せ、各地区の良好な市街地形成を図る。 1. 住宅地区は、地区の用途規制をより厳しくすることにより、良質な住環境の形成を図る。 2. 住工協調地区は、工場の利便性を図りつつ、風俗営業等の用途規制により、居住環境を保護し、工場と住宅の共存を図る。 3. 工場地区は、住宅等の建築規制を行うとともに、工場の利便性を図る。

地区整備計画	地区の細区分	細区分の名称 細区分の面積	住宅地区 約14.2ha	住工協調地区 約17.2ha	工場地区 約19.8ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	建築することができない建築物 1. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 2. ホテル又は旅館 3. 自動車教習所 4. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 5. 床面積が100㎡を超える倉庫（建築物に附属するものを除く）	建築することができない建築物 1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 4. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 5. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6. 建築基準法別表第二(ぬ)項第3号(1)、(3)～(5)、(7)～(14)、(16)、(17)、(17の4)、(19)、(20)に規定する事業を営む工場	建築することができない建築物 1. 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿（工場併用住宅及び工場地区内の工場に附属する寄宿舎は除く） 2. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくは、生垣あるいは透視性又は、通気性のあるフェンス、鉄さく等とする。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のもの、又は門柱にあってはこの限りでない。	—		

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法の一部改正に伴い、都市計画法第21条第1項に基づき変更するものである。